**児童の健康診断項目(平成２８年４月１日改正反映後)**

学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

（下表は、平成２８年４月１日改正後のもの）

|  |
| --- |
| １．身長及び体重 |
| ２．栄養状況 |
| ３．脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 |
| ４．視力及び聴力⇒ ３歳未満児不要 |
| ５．眼の疾病及び異常の有無 |
| ６．耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| ７．歯及び口腔の疾病及び異常の有無⇒ 認可外保育施設の場合、実施されないことをもって「Ｂ・Ｃ」にしない |
| ８．結核の有無 |
| ９．心臓の疾病及び異常の有無⇒ 実施されることが望ましい。　 認可外保育施設の場合、実施されないことをもって「Ｂ・Ｃ」にしない |
| 10．尿 |
| 11．その他の疾病及び異常の有無 |

　※　上記のほか、保育所保育指針において、「発達状態の把握方法としては、定期的に身長・体重・胸囲及び頭囲を計測し、前回との比較をする方法が最も容易で効果的」とあるので、「頭囲」及び「胸囲」についても、測定することが望ましい。

１．健康診断の対象児童は、月極め契約の児童など、継続して施設を利用している児童。当該児童については、利用開始時及び１年に２回、学校保健安全法に準じて健康診断を実施。

２．児童の健康診断項目については、学校保健安全法施行規則に規定する項目を実施する。

３．利用開始時の健康診断はなるべく、施設利用前に実施し、未実施の場合は施設利用後、速やかに行う。

４．年２回の健康診断は「概ね６月毎」に実施する。

５．認可外保育施設については、施設において直接実施できない場合、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（概ね６か月以内の乳幼児健診の記録が記載された部分の写し）の提出を受けることでも可能。診断書等の有効期限は、６か月前のものまでが有効。

６．歯科健診については、認可施設及び事業所にあっては、年に１回以上実施すること。